

# 公共施設使用料設定の基本方針について

## I 施設使用料とは

本市が設置している様々な公共施設の利用の対価として、利用者から徴収している金銭であり、各々の施設の維持管理や運営のための経費の一部は、使用料により賄われている。

## II 基準の必要性

本市では、公共施設使用料の設定の考え方について、これまで、全庁的に統一したルールがなく、維持管理費等をもとに各々の施設ごとに使用料を設定してきた。

そのため、施設間での使用料格差やその算出根拠が一律でなく、市民にとって公平・公正で分かりやすいものとする必要がある。

〈 課 題 〉

- ・使用料の算定の基礎となる原価（コスト）の範囲が不明確（どの範囲まで負担を求めるのか）
- ・使用料改定の時期が一定でない
- ・類似施設間での使用料格差が生じている
- ・市民から理解の得られる、分かりやすい使用料の設定

行政改革プラン取組項目に  
位置づけ

統一的な基準  
の必要性

本市が提供する行政サービスについて、それに要する経費を的確に把握し、サービスの特性に応じた受益者負担のあり方、算定方法、使用料改定期間を明確化し、使用料改定についての全庁的な統一方針を策定する。

## III 使用料算定の基本方針

### 1. 基本方針

#### (1) 受益者負担の原則（公平化）

使用料は、公共施設などの利用者（受益者）に、その利用の対価として負担していただいているものであり、利用者から見れば、当然安価であればあるほど喜ばしいものであるが、その場合、公共施設の維持管理や運営に要する経費の不足分は税金で賄うことになり、市民全体で負担することとなる。

施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平化」を確保するため、利用者に適正な応分の負担を求めることが必要である。

#### (2) 算定方法の明確化（透明化）

利用者に適正な応分の負担を求めるため、市民にわかりやすく説明できるよう、使用料の算定方法（積算根拠）を明確にし、「透明性を確保」することが重要である。

## IV 使用料算定の考え方

### 1. 基本的な考え方

利用者（受益者）が施設を利用する場合の料金は、各施設の公共性等に着目し、市（公費）と受益者がそれぞれ負担すべき割合を定め、施設の維持管理等に要する費用（コスト）について、受益者が適正に応分の負担をするよう設定する。（受益者負担割合）

### 2. 受益者負担区分

施設ごとの、サービスの性質（公共性の強弱）を、「必需性」と「市場性」2つの視点により区分し、その公共性に応じて受益者と市（公費）の負担割合を定める。各々のバランスを図ることにより、負担の公平性を確保する。

#### サービスの性質（公共性の強弱）による分類

2つの視点

#### ①【必需性】

日常生活上の必要性・・・選択的サービスか必需的サービス（表①）

#### ②【市場性】

民間による提供の可能性・・・公益的サービスか市場的サービス（表②）

受益者と市（公費）の負担割合の決定（表①+表②）

#### （1）サービスの性質（公共性の強弱）による分類

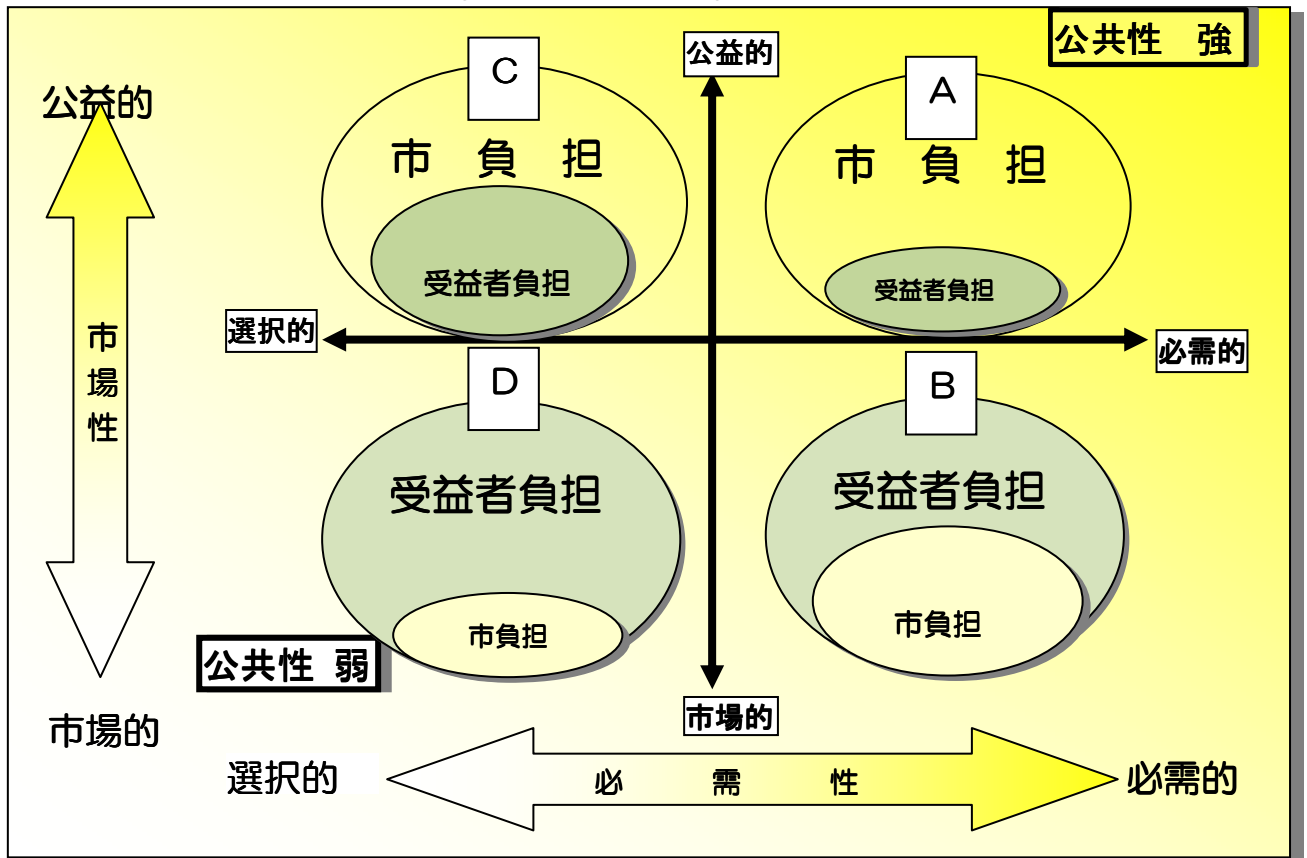
##### ① 【必需性】 日常生活上の必要性（選択的か必需的）による区分 （表①）

区分	選択的	必需的
性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好の違いによって、選択的に利用する施設</li> <li>主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設</li> <li>世代に関係なく、広く市民に必要とされる施設</li> <li>社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設</li> <li>安心安全な社会を形成するために、必要となる知識や教養を普及啓発するための施設</li> </ul>
公共性の強弱	選択的 ← 弱	必需性 → 強 必需的

②【市場性】 民間による提供の可能性（公益的か市場的）による区分（表②）

区 分	性 質	収益性の強弱
公 益 的 (非市場的)	民間による提供が困難な施設 ・民間に同種、類似するサービスの提供事例がない（見受けられない）施設	公益的 弱 ↑ 市場性 ↓ 強 市場的
市 場 的	民間により提供されている施設、提供が期待できる施設 ・民間に同種、類似するサービスが提供されており、行政と民間が競合する施設	

(2) 受益者負担区分と負担割合（表③）〔よこ軸 表① + たて軸 表〕



	受益者負担の考え方	受益者負担割合
A	市民が日常的に必要とし、公共サービスとして行政が提供すべきサービス	
B	市民が日常的に必要とし、民間でも提供可能なサービス	
C	個人により必要性が異なり、公共サービスとして行政が提供すべきサービス	
D	個人により必要性が異なり、民間でも提供可能なサービス	

### 3. 施設の管理運営に要する費用（コスト）

利用者（受益者）が負担する費用（コスト）の範囲は、施設の維持管理等に要する「人にかかる費用」と「物にかかる費用」とする。

原価	人にかかる費用	人件費	サービス提供や施設を維持管理するための業務に、従事する職員に要する費用
	物にかかる費用	減価償却費・維持補修費 物件費	サービス提供や施設を維持管理するため、物品の購入や施設の修理等に要する費用

### 4. 使用料算定の基本算定式

(1) 使用料の算定式

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

### 5. 使用料の算定方法（例）

(1) 1室当たりの原価から使用料を算定する場合・・・貸室等の場合

(例) 会議室・ホール等

- ① 1㎡当たりの時間原価 = 施設全体の原価 ÷ 貸し出し面積合計 ÷ 年間開館時間
- ② 1室当たりの原価 = ①1㎡当たりの時間原価 × 利用面積(室面積) × 利用時間
- ③ 1室当たりの使用料 = 1室当たりの原価 × 受益者負担割合

(2) 1人当たりの原価から使用料を算定する場合・・・個人利用の場合

(例) プール・歴史博物館 等

- ① 1人当たりの原価 = 原価 ÷ 年間受益者（利用者）数
- ② 1人当たりの使用料 = ①1人当たりの原価 × 受益者負担割合

## V 使用料設定にあたり考慮すべき事項

### 1. 激変緩和措置

使用料の改定は、市民生活に直結しており、急激な負担の増加は市民生活に大きな影響を及ぼすこととなるため、現行の使用料より著しく高額になるときは、改定の上限率の設定や、施設の実情を踏まえて段階的に改定するなど、緩和措置を講じる必要がある。

### 2. 定期的な改定

自治体を取り巻く社会経済環境は刻々と変化するため、市民ニーズや施設の維持管理等に要する費用の変化等に配慮しながら、受益者負担の公平性を確保するため、定期的に使用料の検討を行う必要がある。

### 3. 類似（同一目的）施設の使用料調整

類似（同一目的）施設については、施設所管課が異なることにより、使用料に格差が生じることがないように、施設間での使用料の調整を行う必要がある。

〈想定される施設〉 プール、テニスコート、体育館、グラウンド等

### 4. 区分別使用料の設定

利用者区分、利用時間区分等による使用料を設定する際には、各々の施設における利用形態、利用者層等を勘案し、統一した区分設定をする必要がある。

〈利用条件〉 利用者区分・・・小、中学生・高校生、大学生・大人・高齢者、市外利用者等  
利用時間（帯）区分・・・1時間単位・時間帯区分（午前、午後、夜間）等  
平日・休日区分・・・休日・祝日の区分設定の有無

### 5. 減額・免除の取り扱い

使用料の減額・免除については、政策的で特例的な措置であり、真にやむを得ないものに限定し、今後も適用していく。ただし、負担の公平性を確保するため、適正に運用するとともに、施設の設置目的や性質等を考慮した上で、その必要性を再検討し、今後、統一した基準を設定する必要がある。

### 6. 今後の施設管理

各公共施設における、人にかかる費用（コスト）と物にかかる費用（コスト）の管理原価を圧縮することが使用料の低減につながるものと考え、経費の削減に努めるとともに、市民ニーズの把握に努め、公共施設の設置目的に沿った市民サービスの向上に、より一層努めていく必要がある。